

札幌社保協 FAXニュース

2007年 2月 7日(水)
社保協事務局 発行
Tel.823-0867 Fax821-3701
E-mail:s-syaho@kin-ikyo.or.jp
http://www.sapporo-syahokyo.jp/

2月の国保・介護110番
は22日(木)です

「要介護者の障害者控除の制度」広く知らせて下さい 「要支援」の人も申請できます



障害者控除対象者認定書

介護保険の要介護認定を受けている人は、障害者に準じてこの「障害者控除対象者認定書」を発行してもらえます。札幌市の場合、おおよそ要介護1～3が一般障害者、要介護4～6が特別障害者として認定されます（介護度が低くても、特別障害者になる場合もあります）。

各区の保険福祉サービス課に申請します。本人と家族以外の場合は委任状が必要です。06年度では所得税で一般が27万円・特別で40万、住民税では一般が26万、特別が30万円の控除になります。還付申請もできます。

認定書を発行された場合は、本人以外でも扶養義務者に控除ができます。また、本人が所得125万円以下の場合、住民税が非課税となります。

周知については検討する

札幌市で要介護認定を受けている方が6万人以上もいるのに、05年度で障害者控除認定書を発行された人が全市で93人しかいないのは、知られていないことに最大の問題があります。広報や要介護認定者への通知を市として行なうよう、要望しました。

【回答】広報への掲載はできるとは言えないが、伝え検討する。介護保険料の通知の際に知らせる、要介護認定の通知の際に知らせる方法については、検討する。他の政令市と情報交換もして今後考えたい。

要支援も申請は受け付けている

十勝のように要支援（1・2、経過的要支援）の人も対象に。

【回答】障害の実態に応じて判断するので、機械的に全員に発行とはならないが、要支援の人も受け付け、実態に即して認定する。

区ごとのばらつきをなくしてほしい

委任状を備え付けている区とそうでない区があったり、当日発行してくれる区と郵送と言われる区があったり、統一されていない。

【回答】判定をするという原則から区ごとの違いはあると思う。できるだけ簡素化は考えたい。委任状についても様々な意見があり、全区で統一することもむずかしい。

社保協としては、高齢者が税、国保・介護保険料の引き上げ等で生活が大変であり、少しでも役に立つように行政でも努力してほしい、今後改善点については報告をしてほしい、と要望しました。

母親餓死事件から20年 「どうなっている・どうなる生活保護」

2月3日、道社保協・道生連の共催による集会には札幌市内を中心に、全道から約200人が参加しました。

函館での保護を拒否され自殺した男性の事件、札幌での就労指導と保護廃止の実態、病院に担ぎ込まれる人の多さと保護申請の実例などが、それぞれの分野・地元から特別報告がありました。

記念講演では、布川日佐史静岡大学教授が「生活保護制度の今後の方向～自立支援プログラム実施3年目に向けて～」と題して話しました。現代の貧困の持つ意味を様々な見地から検証して説明、また生活保護制度は「自立支援」が重要で、その方向へ変わっていきつつあるのに、行政がそのことを理解していないか、逆に就労指導の名で保護の廃止をするような例を批判しました。



講演する布川日佐史教授